

第123回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

令和7年12月16日(火曜日)

出席議員 (13名)			2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	千 種 和 英
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	江見秀樹	教育長	大森一繁
	総務課長	笹谷一博	情報政策課長	時政典孝
	企画防災課長	大下順世	税務課長	大上崇
	住民課長	福岡真一郎	健康福祉課長	間嶋節夫
	高年介護課長	山崎二郎	農林振興課長	井土達也
	商工観光課長	諏訪弘	建設課長	平井誠悟
	上下水道課長	古市宏和	上月支所長	大上千佳
	南光支所長	豊岡敏弘	三日月支所長	稲田俊美
	会計課長	森田和樹	教育課長	三浦秀忠
	生涯学習課長	高見浩樹		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 82 号 令和 7 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 2. 議案第 83 号 令和 7 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 3. 議案第 84 号 令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 4. 議案第 85 号 令和 7 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 5. 議案第 86 号 令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 6. 議案第 87 号 令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 7. 議案第 88 号 令和 7 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 8. 同意第 4 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 9. 議案第 89 号 令和 7 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 10. 議案第 90 号 令和 7 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 11. 議案第 91 号 令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 12. 議案第 92 号 令和 7 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 13. 議案第 93 号 令和 7 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 14. 議案第 94 号 令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 15. 議案第 95 号 令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 16. 議案第 96 号 令和 7 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 3 号）について
-

午前 0 9 時 3 0 分 開議

- 議長（千種和英君） おはようございます。皆様、おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。
- 本日も慎重にご審議賜りますよう、お願いいたします。
- ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
- それでは、日程に入ります。
- 日程第 1 から日程第 7 までの提案に対する当局の説明は 12 月 2 日に終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行います。
-

日程第 1. 議案第 82 号 令和 7 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）について

- 議長（千種和英君） まず、日程第 1、議案第 82 号、令和 7 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。
- これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

- 議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 6 ページ、40 の 10 の 25、120 万円の補正、集落でかかっておりま
すけれど、

〔「何ページ？」と呼ぶ者あり〕

11 番（岡本義次君） えっ。一般会計入っておるで。

〔山本君「ちょっと、まって、何号みよん」と呼ぶ〕

11 番（岡本義次君） 何よんどい。これやん。これ。
聞いておってくれよ。
6 ページ、40 の 10 の 25。

議長（千種和英君） ん？

11 番（岡本義次君） これやん。40 のこれやん。そして、土地改良の…

議長（千種和英君） 議員、ちょっと、待ってください。まだ、確認、どれか確認できま
す。

11 番（岡本義次君） 言うたがな。

議長（千種和英君） 40 款ないですよ。

11 番（岡本義次君） 40。

〔山本君「えー、令和 7 年度、これ 9 月や。これ 9 月。違う、分かる」と呼ぶ〕

議長（千種和英君） 議案書、違うのをご覧になっているんですか。

〔山本君「9 月の見よるから。今は、12 月の見なあかん」と呼ぶ〕

11 番（岡本義次君） ごめん。

議長（千種和英君） 今、一般会計 3 号の補正予算案ですよ。
よろしいですか、次、進ませていただきますね。
質疑はございませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） ページ数は、7 ページ、55 款、県支出金の、そのページですけれど、
すみません、80 款、諸収入、雑入、上から 2 つ目、学校跡地施設利用者負担金 125 万 4,000
円について、従来出ているかと思うんですけれど、ちょっと、内容を説明お願いします。

[生涯学習課長 挙手]

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） はい、お答えいたします。

学校跡地施設利用者負担金でございますね、125万4,000円でございますが、実は、こちらの分、各学校で水道料、電気料徴収してるんですけども、その分の中で、実は、今年度、利神小学校なんですけれども、JIAさんに貸出ししてるんですけども、その分で、実は、今、ユーカリ栽培してるんですけども、夏場に変に大変暑うございましたが、水もたくさん使っているんですけども、大量に、実は、水の使用量が増えておりまして、それが原因のほうを、大分、調査はしてみたんですが、漏水ではなくて、おそらく水道水が入るところのボールタップみたいな、結局、そのボールタップが上がったり下がったりして、そういう機構になってるんですけども、通常だと満水になると水の流入は止まるんですけども、それが何らかの原因で、水がかなり大量に入ってきてしまって、それがオーバーフローして、流れ出て、それで、その水道料金が、非常に、ちょっと、その使用量が大幅増えたんです。それに伴いまして、こちらのほうの歳入のほうも増やしておりますし、歳出のほう、水道料のほうも同じ金額で増やしているというような状況になっております。以上でございます。

13番（平岡きぬゑ君） そうですか。分かりました。

議長（千種和英君） よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 次は、歳出、10ページですけど、10項、総務管理費の中の物価高騰緊急経済対策費で1,100万円計上されています。この内容、お願いします。

[健康福祉課長 挙手]

議長（千種和英君） 間嶋健康副課長。

健康福祉課長（間嶋節夫君） お答えします。

これにつきましては、昨年度実施しました調整給付金の分で、その時は、確定申告、令和7年3月の確定申告は、仮の額で計算しておりましたので、令和7年3月の確定申告で正式な数字が出てきます。それに基づいて、仮の額を精算をしまして、もし、当初計算した額よりも、その人のもらえる分が少なかった場合は、それを調整するというようなことで、その新しい…ごめんなさい。更正給付がされたわけでございます。不足額給付がされたわけでございます。

その不足額給付について、当初、補正…ごめんなさい、当初、予算を立てておりましたが、足らなかった分を、ここで計上したというようなことでございます。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今、物価高騰対策では、国会も開かれているんですけど、そちらのほうの関心が高くて、米の配布券であるとか、いろいろ出ていますが、ああいうのは、時間的なものがあるので、今回の補正とは直接関係がないということですね。

ちょっと、よくそこらへんがね、物価高騰対策について、新たに、今の話では、以前のやつ給付金の調整、そういうことで出したものだと言われているので、新たな物価高騰対策として、国から出ているもので、対応しているようなものを補正予算に計上しているということは、ないということですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） はい、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今、国会等で話されてるのは、これからの対応ということになりますので、また、状況が分かり次第、お知らせさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） これは 12 ページですね、15 款の 10 項の 15 目、高齢者福祉費の中で、

議長（千種和英君） マイク、議員、マイクでしゃべってください。

7 番（児玉雅善君） 12 ページ、15 款の 10 項の 15 目、高齢者福祉費の 17 節の備品購入費 520 万 4,000 円、マイナス補正になっているんですけども、これ、520 万 4,000 円のマイナスということは、これ車両購入予定してたのを、導入しなかったということなんですか。その内容をちょっと。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋健康福祉課長。

健康福祉課長（間嶋節夫君） はい、お答えします。

これは、議員のおっしゃるとおり、さよさよサービスの車両更新を予定しておったんですけれども、購入予定のハイエースが受注を停止しておりまして、さらに、今後の受注再開の見込みが目処が立たなくなりましたので、また、同等の車種を検討はしたんですけれども、求める仕様や維持経費の点で、適さないというふうに判断しましたので、今年度の契約を断念いたしました。よって、皆減したものでございます。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） すみません。

14 ページの民生費、その下、衛生費、20 目、母子衛生費の中で、委託料、産後ケア事業委託料、それから、19 節の扶助費、未熟児養育医療費ということで 52 万円上がっています。これは、当初予算に比べて金額的に同等のような状況になっているので、その補正予算をした背景というか、説明をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋健康福祉課長。

健康福祉課長（間嶋節夫君） 少々お待ちください。

はい、お答えします。

まず、産後ケア事業の委託料でございますけれども、これにつきましては、出産後 1 年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができるように支援体制を確保するために、自分が出産するところや、また、産院とかにおきまして、心身のケアや育児のサポートなど、きめ細かい支援を受けるというようなものでございますけれども、6 年度までの実績に基づいて 7 年度の予算をしておったんですけれども、7 年度の実績が急激に増えたというようなことでございます。

それについての理由なんですけれども、これまでは、特に宿泊型や通所型というような利用の条件で家族等から、産後の支援が受けられないことが上げられており、利用者がなかったんですけれども、7 年度からは、心身のケアや育児のサポート等伴走型支援に重きを置いて利用がしやすくなりましたので、また、もう 1 つの要因として、兵庫県が、今までは、医院と、それから町と個別に契約しておったんですけれども、兵庫県のほうを取りまとめて、兵庫県内の各そういう医療機関と契約を各市町を結ぶようになりましたので、非常に県内どこでも使いやすくなったというようなこと、理由がありまして、7 年度から利用者が増えております。

それが産後ケア事業委託料でして、もう 1 つの未熟児の医療費についてでございますが、これ補正をしなければいけなくなった理由というのが、これまでは、通常額、想定される額を置いていたんですけれども、7 年度になりまして、お一方未熟児の方で、未熟児の通院を頻度が高く通院される方が出てこられました。そういうことで、4 か月分、高額医療費以外の部分で、実際は本人が支払わなければいけない分について、予算を 4 か月分計

上を、その分、ごめんなさい…個人が本当は支払わなければいけない部分を、町が補助するという形をとっておりました、病院に支払う個人の分は、それによってゼロになるということで、その4か月分を町のほうで補正をさせていただいております。以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 産後ケアの委託なんですけど、件数としては、当初予算で見ていた件数とプラスというか、全体としては、どれぐらいの対応になるんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋健康福祉課長。

健康福祉課長（間嶋節夫君） 少々お待ちください。

すみません。当初予算が、件数で3日で12日分…、ああ違いますね。すみません。

宿泊型、通所型というのがございまして、それぞれ単価が違うんですけども、宿泊型で2日で2人分見ていました。通所型で1日分…、ああごめんなさい、10日分みておりました。

このたび、産後ケアの利用が、ここまで通所型で4件、訪問型で6件ありましたので、今後の見込みも含めて、通所型で7件、訪問型で9件を見込み、差額を補正をしているところでございます。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 15ページ、25款の10項の40目、18節の負担金補助及び交付金400万円の補正になっておるんですけども町単独土地改良事業補助金、これ、場所とか、それから内容とか分かりましたら、お願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

各所ございます。複数箇所、今回補正計上させていただいておりますのが、7か所になってございます。緊急性の高いものになりますので、例えば、揚水ポンプの改修であった

り、用水路系が多ございます。そういった要望で、来年の作付けに間に合わすようにということで、補正計上させていただいております。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 17 ページ、商工費の中の 20 観光費、18 節、負担金補助及び交付金の中で、減額 188 万円ですけれど、そのうちの、これローカル鉄道を生かした広域周遊促進事業負担金、当初予算額がそのまま減額になっているので、その点を説明ください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

この事業につきましては、智頭急行沿線の事業でございまして、元々、観光庁の補助金を活用した事業ということで、計画を予算化しておりましたけども、不採択になったということから、不採択、観光庁の補助金が不採択になったということから、全額減額をさせていただいております。以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 不採択ということなんですが、観光庁の、その事業内容っていうのは、もう採択されてないんだからあれなんですけど、どんなことを予定されてたのかな。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、この、先ほども、ちょっと、説明もさせていただきましたけど、智頭急行沿線というところで、各市町周遊できるようなコースをつくって、例えば、智頭線を使って各市町巡っていく。そういった PR も含めたりとか、モデルコースをつくったりとか、そういった事業を観光庁のほうに申請をしておりました。けれども、不採択になったということでございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 同じところなんですけども、その上の観光客誘致対策事業補助金 155万円の減額、この減額の要因をお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

この事業は定住自立圏の事業でございます、元々スタンプラリーでありますとか、インフルエンサーを使ったPR。また、フォトコンテストといった事業を、今年度実施したわけなんですけども、その内容を一部見直したというところで、事業費の減額といった形になっております。以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。

7番（児玉雅善君） はい。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第82号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第82号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第83号 令和7年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第2、議案第83号、令和7年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 83 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 83 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 83 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3．議案第 84 号 令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 3、議案第 84 号、令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 4 ページ、後期高齢者広域連合納付金ということで、1,266 万 7,000 円、保険料等負担金が増額になっています。この要因をお願いします。

[住民課長 挙手]

議長（千種和英君） 福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） はい、お答えいたします。

まず、後期高齢者の医療制度ですけれども、歳入のほうの徴収保険料が実績見込みとして、特別徴収保険料 889 万 2,000 円と普通徴収 377 万 5,000 円補正上程させていただいております。

こちら、先ほど、ご質問の歳出のほうの後期広域連合納付金というのが、入ってきた保険料を連合のほうに納付するという形で、同額を、先ほど、2 つ言いました、足したものを、こちらの出のほうで補正に計上しております。以上でございます。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 歳入で、なぜ増えたんですかということが、ひとつ聞きたいんです。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） 歳出で増えた理由です。

議長（千種和英君） 歳入。

住民課長（福岡真一郎君） 歳入で増えた理由です。失礼しました。

これは見込み額、当初予算の時に上げておったんですけども、4月から、こちら8月までの実績のほうと照らし合わせまして、その分、8月までの実績で1年間のトータルを見込んでおります。その分、歳入のほうを増やしておりますので、歳出のほうも同額として計上しております。以上でございます。

〔平岡君「いや」と呼ぶ〕

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 増えた、その背景なんですけど、その、いわゆる対象者が増額したとか、そこらへんのことをお尋ねしたかったんですね。はい。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） 失礼いたします。

増額の理由なんですけれども、まず、後期高齢者のほうの加入者の増加が1つ要因として考えられます。

あとは、その入った方の収入とかによって、いろいろ違いますので、ちょっと、大きな要因としては、特に団塊の世代の方が後期高齢の方に入ってくるという形で増えているということが要因だと考えております。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） はい、ちょっと、補正させていただきますけれども、これ予算案を立てる時というのは、当然、令和8年度、来年度で言いますと、もう今の時期から最終確定、予算案として確定するのは、もう1月の中旬、下旬ぐらいで、それから、議会は3月議会で上程させていただいてするということですので、当然、その際には、これまでの傾向とか、今、持っている数字で算定するわけですが、当然、皆さんの所得、収入所得が確定するのは、確定申告なり、年末調整なり、いろんな年金だけの方は、いわゆる特別徴収というか、確定申告されない方もありますけれども、その収入の状況が確定するというのは、もう結局、確定申告が終わり、また、住民税で言えば6月とかいう形になるわけです。

ですので、どうしても、年度の途中で確定した数字に基づいて、ある一定額は補正させていただくというのは、これは、もう仕組み上、致し方ないことだと思います。

75歳以上の年齢の方が後期高齢者、基本的には、障がいをお持ちの方が75歳以下の方でも希望する方は入れるという特例もありますが、通常は75歳以上の方ということです。ですので、人数については、もうほぼ横ばいぐらいに、これからはなってくるし、もしかすると、もう65歳以上は減少局面に入ってますから、75歳の方についても、いずれは、また、減少局面になってくるんだろうというふうに、人数としては、そのような形だと思うんですけども、先ほども申し上げましたように、どうしても、やっぱり所得が確定して、それに基づいて、保険料というのは賦課されますので、どうしても、ある一定程度は、やはり精算というか、確定するした時に、補正というのは必要になってくるということはお理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第84号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第84号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第85号 令和7年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第2号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第4、議案第85号、令和7年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 85 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 85 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 85 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5. 議案第 86 号 令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 5、議案第 86 号、令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 86 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 86 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 86 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6. 議案第 87 号 令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 3 号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 6、議案第 87 号、令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 87 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 87 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 87 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 88 号 令和 7 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 2 号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 7、議案第 88 号、令和 7 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 88 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 88 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 88 号は、原案のとおり可決されました。

議長（千種和英君） 続いて、日程第 8 に入ります。日程第 8 から日程第 16 までは、本日、追加提出の案件ではありますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第 8. 同意第 4 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（千種和英君） それでは、日程第 8、同意第 4 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 4 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。
教育委員、岡本 正氏の任期が令和 7 年 12 月 26 日をもって満了いたしますので、引き続き、教育委員として任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。
任期は、同法第 5 条第 1 項の規定によりまして、令和 11 年 12 月 26 日までの 4 年間ということでございます。
なお、岡本氏の略歴につきましては、再任でございまして、経歴書のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。
ご同意いただきますよう、お願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
本案件については本日即決とします。
この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。
それでは、これより同意第 4 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
同意第 4 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、同意第 4 号は、同意することに決定しました。

日程第 9. 議案第 89 号 令和 7 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について

日程第 10. 議案第 90 号 令和 7 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）について

- 日程第 11. 議案第 91 号 令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 12. 議案第 92 号 令和 7 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 13. 議案第 93 号 令和 7 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 14. 議案第 94 号 令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 15. 議案第 95 号 令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 16. 議案第 96 号 令和 7 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 3 号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 9 に入ります。

日程第 9 から日程第 16 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 9、議案第 89 号、令和 7 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）についてから、日程第 16、議案第 96 号、令和 7 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 3 号）についてまでの 8 件を一括議題とします。

議案第 89 号から議案第 96 号までについて、当局の説明を求めます。

江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 89 号から議案第 96 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 89 号、令和 7 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）からご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 2,645 万 9,000 円を追加し、総額を 133 億 6,473 万 3,000 円に改めるものでございます。

その中身につきましては、先般ご承認をいただきました議案第 76 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部改正。議案第 77 号、佐用町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正。議案第 78 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正に伴う人件費関係の補正に伴うものでございます。

なお、各特別会計につきましても同様でございます。

まず、歳入から説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

歳入は繰入金のみで、基金繰入金 1 億 2,645 万 9,000 円の増額で、財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、歳出についてでございます。予算書 2 ページをご覧ください。

各款における補正額は、先ほど申し上げましたとおり、このたびの条例改正によります人件費関係であります。特別職、議会議員及び職員の給料、期末・勤勉手当、共済費、負担金並びに各特別会計への繰出金の増額でございます。

まず、議会費につきましては、136 万 3,000 円の増額でございます。

総務費につきましては、2,584 万 2,000 円の増額でございます。うち、総務管理費は 1,905 万 3,000 円の増額でございます。徴税費、戸籍住民登録費、統計調査費は、それぞれ 341 万円、310 万 3,000 円、27 万 6,000 円の増額でございます。

民生費につきましては、4,181万8,000円の増額でございます。うち、社会福祉費は745万円の増額、児童福祉費、国民年金事務取扱費は、それぞれ3,427万7,000円、9万1,000円の増額でございます。

衛生費につきましては、527万6,000円の増額でございます。うち、保健衛生費、清掃費は、それぞれ47万8,000円、479万8,000円の増額でございます。

農林水産業費につきましては、798万円の増額でございます。うち、農業費、林業費は、それぞれ682万8,000円、115万2,000円の増額でございます。

商工費につきましては、743万7,000円の増額でございます。

土木費につきましては、361万2,000円の増額でございます。うち、土木管理費と道路橋梁費は、それぞれ112万5,000円、117万7,000円の増額、住宅費は、131万円の増額でございます。

消防費につきましては、45万8,000円の増額でございます。

教育費につきましては、3,267万3,000円の増額でございます。うち、教育総務費は、918万8,000円の増額で、小学校費と中学校費は、それぞれ200万円、195万9,000円の増額でございます。社会教育費と保健体育費は、それぞれ653万2,000円、1,299万4,000円の増額でございます。

以上、一般会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第90号、令和7年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ72万4,000円を追加し、総額を19億8,952万6,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からでございますが、繰入金につきましては、一般会計繰入金として、72万4,000円の増額でございます。

次に、歳出であります。総務費の総務管理費として72万4,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第91号、令和7年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ23万1,000円を追加し、総額を3億8,897万1,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からでございますが、繰入金につきましては、一般会計繰入金として、23万1,000円の増額でございます。

次に、歳出でございます。総務費の総務管理費として23万1,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第92号、令和7年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第3号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ133万9,000円を追加いたしまして、総額を29億9,946万6,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からでございますが、繰入金につきましては、一般会計繰入金として、133万9,000円の増額でございます。

次に、歳出でございます。総務費の総務管理費として133万9,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費の増でございます。

以上、介護保険特別会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第93号、令和7年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第2

号)について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 344 万 7,000 円を追加し、総額を 1 億 2,547 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からでございますが、繰入金につきまして、一般会計繰入金として、344 万 7,000 円の増額でございます。

歳出であります。教育費の社会教育費として 344 万 7,000 千円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 94 号、令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 252 万円を追加し、総額を 1 億 3,808 万円に改めるものでございます。

まず、歳入からでございますが、繰入金につきまして、一般会計繰入金として 252 万円の増額でございます。

次に、歳出でございます。笹ヶ丘荘費の笹ヶ丘荘管理運営費として 252 万円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、笹ヶ丘荘特別会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 95 号、令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 4 号）について説明いたします。

今回の補正は、歳出予算のうち、職員給与費として 102 万 4,000 円を追加し、給与費総額を 3,747 万 7,000 円に改めるものでございます。

その内訳は、簡易水道事業費用の営業費用として 53 万 9,000 円、資本的支出の建設改良費として 48 万 5,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、簡易水道事業会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 96 号、令和 7 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 3 号）について説明いたします。

今回の補正は、歳出予算のうち、職員給与費として 188 万 6,000 円を追加し、給与費総額を 6,169 万 8,000 円に改めるものでございます。

その内訳は、下水道事業費用の営業費用として 125 万 5,000 円、資本的支出の建設改良費として 63 万 1,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、下水道事業会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

議案第 89 号から議案第 96 号までの補正予算につきまして、ご提案申し上げました。十分ご審議いただきまして、ご承認賜りますよう、よろしく願いを申し上げまして、提案説明を終わらせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 89 号から議案第 96 号までについては、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第 9、議案第 89 号、令和 7 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 89 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 89 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 89 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 10、議案第 90 号、令和 7 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 90 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 90 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 90 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 11、議案第 91 号、令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 91 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 91 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 91 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 12、議案第 92 号、令和 7 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。これより議案第 92 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 92 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 92 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 13、議案第 93 号、令和 7 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。これより議案第 93 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 93 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 93 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 14、議案第 94 号、令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 94 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 94 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 94 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 15、議案第 95 号、令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 4 号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 95 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 95 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 95 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 16、議案第 96 号、令和 7 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 3 号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 96 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 96 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 96 号は、原案のとおり可決されました。

議長（千種和英君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。議事の都合により、明日 12 月 17 日から 18 日まで、本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。
次の本会議は、12 月 19 日、金曜日、午前 9 時 30 分より再開します。
なお、事前にお知らせしておりますとおり、最終日の議会終了後、全員協議会を開催しますので、あわせてご予定ください。
それでは、本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

午前 10 時 25 分 散会
